

姫路市職員不祥事調査・再発防止検討専門委員会による調査・検討状況について

1 専門委員・調査チームの活動状況

月 日	活 動 内 容
11月 4日	・姫路市職員不祥事調査・再発防止検討専門委員会を設置 ・調査チームによる建設局職員の聞き取り調査を開始
8日	・調査チーム会議を開催
9日	・専門委員委嘱（西岡委員、道谷委員） ・調査チームによる元課長の公判傍聴
10日	・専門委員委嘱（中村委員）
17日	・第1回専門委員会（西岡委員、道谷委員）を開催
18日	・専門委員と調査チームの意見交換（中村委員）
25日	・調査チーム会議を開催
28日	・専門委員による元課長からの聞き取り（西岡委員、中村委員）

2 不祥事案の概要

(1) 元課長

年 月	事 項
平成15年度及び 平成18年度	・道路補修課（当時主任）の発注工事及び北部建設事務所（当時係長）の発注工事を通じて贈賄業者竹内被告（以下「被告業者」という。）と知り合う。
平成23年度	・道路建設課（当時課長補佐）の発注工事を被告業者の会社が受託 ・同工事において被告業者が抱えていた地元対応に係る問題を元課長（当時課長補佐）が解決
平成24年 3月	・被告業者から10万円を受領
12月	・被告業者から10万円を受領
平成25年 10月	・谷外42号線道路改良工事の設計金額を被告業者に漏洩 ・船津14号線道路改良工事の設計金額を被告業者に漏洩 ・山田61号線道路改良工事の設計金額を被告業者に漏洩 ・被告業者の事務所で被告業者から30万円を受領
平成27年 7月	・道路整備改善課長に昇格 ・城西84号線道路整備工事の設計金額を被告業者に漏洩 ・被告業者の事務所で被告業者から30万円を受領

(2) 元理事

年 月	事 項
平成24年頃	・元理事が局長になったのを機に、青田被告（以下「被告業者」という。）が接近を始める。
平成26年11月	・鹿谷橋補修工事の設計金額を被告業者に漏洩 ・建設局長室で被告業者から50万円を受領
平成27年 5月 6月	・灘浜大橋補修工事の設計金額を被告業者に漏洩 ・建設局長室で被告業者から50万円を受領

3 調査状況等

(1) 実施状況

- ・ 専門委員2名が元課長から聞き取り
- ・ 専門委員の指示の下、調査チームが建設局職員で工事に係る入札情報を知り得る立場にある職員から聞き取り（95人中51人について実施済）
- ・ 調査チームが元課長の公判を傍聴

(2) 聞き取り結果

ア 原因等について

- ・ このたびの不祥事の原因として、個人の資質の問題と答えた職員が最も多く、入札制度の問題、業者の圧力等を挙げた職員も比較的多かった。
- ・ 入札制度等の問題として、積算単価等の入札情報の公開や積算ソフトの開発による業者の積算能力の向上に伴い、複数の業者が最低制限価格と同額又はそれに近い価格で入札するケースが増えており、業者間の最低制限価格の算出競争が激しくなっていることを指摘する職員が多かった。

イ 業者（利害関係者）との関係について

- ・ すべての職員が利害関係者とのプライベートな付き合いはないと答えており、業者からの誘いもないと答えた職員が大半であった。
- ・ 職務の必要上、業者に個人の電話番号を教えたことがある職員が約30%いた。

ウ 入札情報の管理について

- ・ すべての職員が、設計図書は鍵付きのロッカーで保管しており、鍵は担当者又は係長が管理していると回答した。
- ・ 設計価格が漏れているという噂を業者から聞いたことがあるが、信憑性に疑問を感じたと回答した職員が数名いた。

エ 職場風土等について

- ・ 職場環境について、大半の職員が「上司、同僚に相談しやすい環境である。」と評価する一方で、不満のある職員もわずかにいた。
- ・ 職員倫理条例の内容を理解していないと答えた職員が約20%、公益通報制度の内容を理解していないと答えた職員が約25%あった。

(3) 公判の傍聴

ア 情報漏洩を行った理由（元課長）

被告業者は、危険で困難な工事や地元対応が難しい工事であっても迅速に対応してくれたことが何度かあり、他の業者が落札すれば、また苦情等が多くなり、対応に苦慮するのではないかと心配になり、被告業者の求めに応じて設計金額を教えてしまった。

イ 贈賄に至った理由（被告業者）

被告業者の主な収入源は公共工事であったが、被告業者にとって、設計価格の積算は難しく、容易な工事であっても落札するのが難しい状況であった。落札するには、最低制限価格で入札して抽選で残るしかなく、設計金額を教えてもらいたいという思いに駆られた。

4 専門委員の意見等

これまでの調査（元課長からの聞き取りを含む。）における専門委員の主な意見は、次のとおりである。

- ・ 組織の緊張感を持続させるためには、常設の監察組織が必要ではないか。
- ・ 職員以外の者が職員に対して行う要望等は、（不当要求行為に当たるか否かにかかわらず）すべて記録し、公表することを検討してはどうか。
- ・ 服務、倫理等に関する様々な職員教育を実施しているが、職員に浸透しているのか疑問である。
- ・ 利害関係者（業者）と職員が不適切な関係に発展することを防ぐためにも、一定のサイクルで人事異動（配置換え）を行う必要があるのではないか。
- ・ 不当要求行為やクレームへの対応が職員個人の負担になっているのではないか。これらへの対応をサポートする体制づくりが必要ではないか。

5 再発防止に向けた取組み

(1) これまでの取組み

ア 局長室への訪問者を確認できるよう出入口を執務室側に限定

イ 最低制限価格の算出方法について、市側でも開札時まで最低制限価格が分からない仕組みの導入

ウ 工事等発注担当職員を対象とした遵守事項の通知

(2) 専門委員に諮り、取組みを進めている再発防止策

ア 本件事案をテーマとした職場討議による発生原因や再発防止策の職員の意見集約の実施（平成28年12月～）

イ 工事現場の施工管理を所管する部署への公用の携帯電話の配備（平成29年1月）

ウ 「不祥事が起こらない職場づくり」等をテーマとした外部講師による職員研修の開催（平成29年2月）

エ 契約課等の関係部署による入札制度の改善に向けた取組みの実施

6 今後の予定

年 月	事 項
平成28年12月	・第2回専門委員会議を開催（14日）
平成29年 1月	・第3回専門委員会議を開催（予定）
2月	・姫路市職員倫理審査会を開催
	・各専門委員から本件事案の発生原因と再発防止策について提言
3月	・専門委員の提言に基づく再発防止策等について総務委員会に報告